千代田区

事業者の皆さんへ

資源循環型都市千代田の構築に向けて

ご存知ですか？

① 千代田区から排出される可燃ごみの約９割が事業系ごみで、その処理経費の一部を区が負担しています。

② 清掃工場で焼却された可燃ごみの灰は、東京湾の最終処分場に埋め立てられています。この処分場は、都内で確保できる最後の場所で、約５０年でいっぱいになるといわれています。

東京 23 区　　最終処分場

ごみの減量と再利用の促進にご協力をお願いします

千代田区のごみの現状

再利用計画書から見る事業系ごみの現状

①焼却処分される事業系ごみの内訳

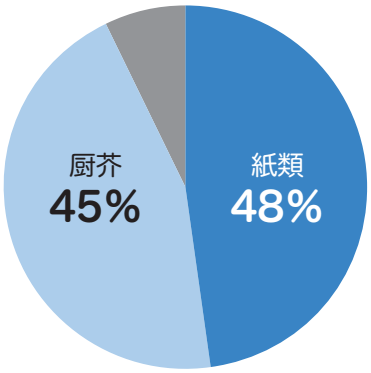

焼却処分される事業系ごみの約９割を、「紙類」と「厨芥」が占めています。

②廃プラスチックの再生利用率

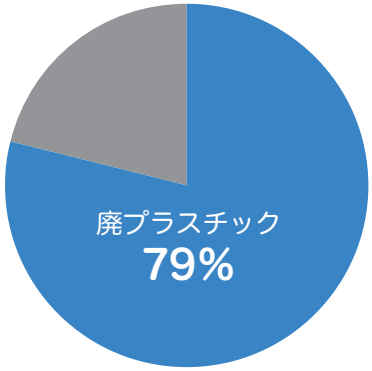

リサイクルされていないプラスチックの大半が「弁当がら」です。

事業系ごみの実態

1 大規模建築物におけるごみ発生量・再利用量

平成29年度再利用計画書集計（平成28年度実績）

ごみの種類			発生量（t）	再利用量（t）	処分量（t）	再生利用率（%）
可燃物	紙類	①コピー・ＯＡ用紙	5,818.5	5,616.5	202.0	96.5%
		②機密文書	8,319.5	8,185.3	134.2	98.4%
		③雑誌・パンフレット・色付き紙	10,218.2	10,095.4	122.8	98.8%
		④新聞紙・折込チラシ	6,431.2	6,387.8	43.4	99.3%
		⑤段ボール	14,292.4	14,164.3	128.1	99.1%
		⑥ミックスペーパー	19,969.4	18,802.3	1,167.1	94.2%
		⑦その他紙類	23,852.1	1,721.6	22,130.5	7.2%
		紙類計	88,901.3	64,973.2	23,928.1	73.1%
	厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）		29,396.9	6,984.8	22,412.1	23.8%
	その他		3,485.4	331.0	3,154.4	9.5%
	小　計		121,783.6	72,289.0	49,494.6	59.4%
不燃物	びん・缶・ペットボトル		15,588.9	15,547.0	41.9	99.7%
	廃プラスチック		17,429.4	13,836.4	3,593.0	79.4%
	その他		5,586.5	4,352.1	1,234.4	77.9%
	小　計		38,604.8	33,735.5	4,869.3	87.4%
総合計			166,008.0	111,550.3	54,457.7	67.2%

※総合計は可燃物・不燃物の小計に特定の事業活動に伴う可燃物を加算した数値。

2 業種ごとのごみ発生量・再利用量

■ オフィス

	発生量（t）	再利用量（t）	処分量（t）	再生利用率（%）
紙類計	71,043.6	54,654.8	16,388.8	76.9
可燃計	90,784.4	58,399.2	32,385.2	64.3
不燃計	26,409.6	23,102.4	3,307.2	87.5
合　計	122,711.9	87,007.9	35,704.0	70.9

■ 店　舗

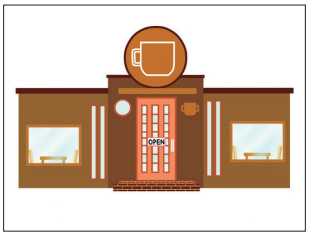

	発生量（t）	再利用量（t）	処分量（t）	再生利用率（%）
紙類計	4,485.6	3,370.8	1,114.8	75.1
可燃計	7,437.1	4,093.2	3,343.9	55.0
不燃計	1,649.3	1,508.0	141.3	91.4
合　計	9,086.4	5,601.2	3,485.2	61.6

■ ホ テ ル

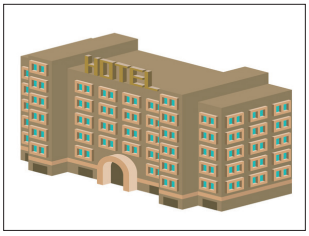

	発生量（t）	再利用量（t）	処分量（t）	再生利用率（%）
紙類計	6,852.1	3,268.9	3,583.2	47.7
可燃計	15,490.0	5,942.1	9,547.9	38.4
不燃計	4,573.0	4,110.4	462.6	89.9
合　計	20,063.0	10,052.5	10,010.5	50.1

■ 医療機関

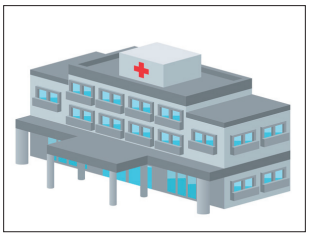

	発生量（t）	再利用量（t）	処分量（t）	再生利用率（%）
紙類計	1,255.5	658.0	597.5	52.4
可燃計	1,834.6	678.5	1,156.1	37.0
不燃計	790.7	534.5	256.2	67.6
合　計	2,640.5	1,228.2	1,412.3	46.5

■ 学　校

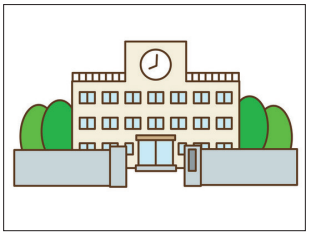

	発生量（t）	再利用量（t）	処分量（t）	再生利用率（%）
紙類計	2,857.6	1,642.3	1,215.3	57.5
可燃計	3,321.2	1,679.3	1,641.9	50.6
不燃計	3,706.7	3,152.5	554.2	85.0
合　計	7,111.7	4,835.4	2,276.3	68.0

（平成 29 年度再利用計画書の前年度実績集計から抜粋）
※合計は、可燃と不燃を合算し、特定の事業活動に伴う可燃物を加算した数値（紙類計は可燃の内数）
※テナントビル内にオフィスと店舗が入居している場合は、その比率の大きい分類に計上。
※医療機関は、建築物全体が医療施設の物件。テナントビル内の診療所等は入居する建築物分類の内数で計上。

廃棄物の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（廃棄物処理法第２条第１項）

廃棄物の種類

廃棄物の種類は図のように分類されます。（廃棄物処理法第２条第４項）

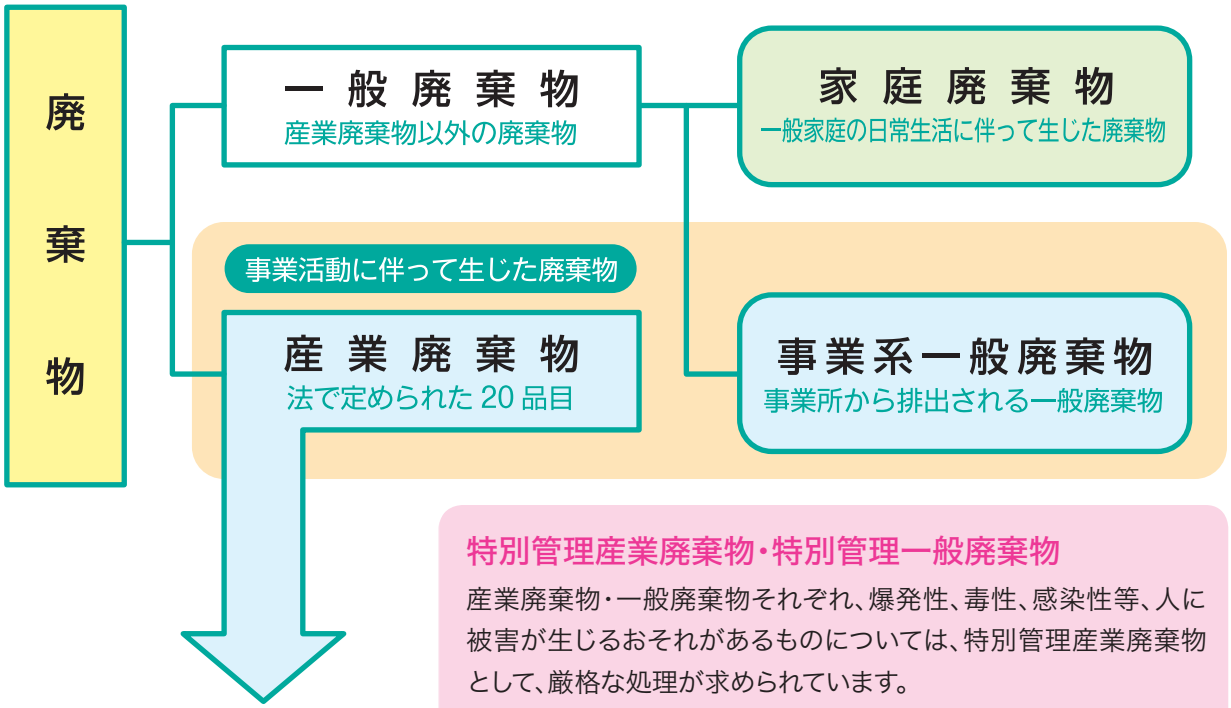

特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物

産業廃棄物・一般廃棄物それぞれ、爆発性、毒性、感染性等、人に被害が生じるおそれがあるものについては、特別管理産業廃棄物として、厳格な処理が求められています。

（例：火薬、廃PCB、引火性廃油類、腐食性のある廃酸、廃アルカリ、燃え殻、廃水銀等）

産業廃棄物は次の20品目です。

あらゆる事業活動に伴うもの

① 燃え殻　② 汚泥　③ 廃油　④ 廃酸　⑤ 廃アルカリ　⑥ 廃プラスチック類　⑦ ゴムくず
⑧ 金属くず　⑨ ガラスくず等　⑩ 鉱さい　⑪ がれき　⑫ ばいじん

特定の事業活動に伴うもの

（例：製紙、印刷工場などで排出する紙くずなど）

⑬ 紙くず　⑭ 木くず　⑮ 天然繊維くず　⑯ 動植物性残さ　⑰ 動物系固形不要物
⑱ 動物のふん尿　⑲ 動物の死体

⑳：①から⑲までの産業廃棄物を処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

廃棄物処理に関するQ&A

Q1 廃棄物管理票（マニフェスト）とは何ですか？

Ă1 廃棄物排出者は廃棄物の処理を業者に委託する際、最終処分までの流れを把握して、不法投棄などの不正処理を防止するため、マニフェストの交付が義務付けられています。

（1）産業廃棄物管理票

事業者は、その事業活動に伴って発生した産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、排出する量に関わりなく、運搬業者に産業廃棄物の種類及び数量、運搬・処分を受託した者の氏名等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。（廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項）

（2）一般廃棄物管理票

事業系一般廃棄物を1日平均 100kg（月平均 3 トン）以上排出する事業者が、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場等に処理を委託する場合には「一般廃棄物管理票」の作成・保存が必要です。（条例第 41 条及び規則第 28 条～32 条）

Q2 ペットボトルや缶をリサイクルする場合、マニフェストは必要ですか？

Ă2 ペットボトルは産業廃棄物に該当しますので、リサイクルする場合もマニフェストが必要です。なお、缶を専ら物として取り扱う場合は、マニフェストを交付する必要はありません。

Q3 リサイクルする紙類の契約や伝票は必要ですか？

Ă3 紙類をリサイクルするルートで排出する場合も回収業者と契約をすることになります。
契約内容は、契約書により明瞭化することが求められます。
また、排出量を伝票等により正確に管理することが必要です。
※マニフェストの必要はありません。

水銀を含むごみの出し方について

平成 22 年 6 月以降、水銀を含むごみが清掃工場に持ち込まれ、自主規制値を超える水銀が検出されたことによって焼却炉を緊急停止する事態が発生しています。
焼却炉が停止すると、ごみの収集が遅れるなどの深刻な影響をもたらすばかりでなく、周辺環境への影響も懸念されます。
事業所から出される水銀を含むごみは、産業廃棄物ですので、産業廃棄物処理業許可を持ち、適正処理ができる業者に委託して処理してください。

廃棄物・リサイクルに関係する法令

1. 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

生活環境保全と公衆衛生向上のため、廃棄物の処理責任者、処理の方法、処理施設や処理業等を包括的に規制する法律

1. 事業者の責務（廃棄物処理法第３条）

（1）**自己責任で処理**　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任**において適正に処理すること。

（2）**リサイクルを進める**　事業活動に伴って生じた廃棄物の**再生利用等を積極的**に行うことにより、その減量に努めること。

（3）**国、都、区への協力**　事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の**施策に協力**すること。

2. 区の責務（廃棄物処理法第４条）

（1）区は、区域内における**一般廃棄物の減量、適正な処理**に必要な措置を講じるように努めること。

（2）国、都、区は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、**国民、事業者の意識の啓発**を図るように努めること。

3. 資源有効利用促進法

循環型社会形成に向けて事業者、消費者、行政が良好なパートナーシップを構築し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取組むことを定めた法律　（パソコン、二次電池など）

4. 個別品目の資源化の促進

容器包装リサイクル法　びん、缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の容器の製造、利用者などに、再利用を義務化した法律

食品リサイクル法　食品関連事業者（食品の製造、販売事業者、レストラン、ホテルなど）に課せられる食品廃棄物の発生抑制、再利用に関する法律

家電リサイクル法　エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを義務化した法律

建設リサイクル法　建設工事の受注者などに対し、一定規模以上の工事から出る廃棄物のリサイクルを定めた法律

自動車リサイクル法　自動車の廃棄時にリサイクルをすることを義務化した法律

小型家電リサイクル法　携帯電話、デジタルカメラ等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律

事業所から排出する個々の廃棄物の資源化について

プラスチック製弁当容器

現在 23 区では、社員等が排出するプラスチック製弁当容器などを「中防不燃ごみ処理センター」に一般廃棄物として搬入することを認めています。しかし、埋立処分場を一日でも長く使うため産業廃棄物としてリサイクルされることが理想です。

ペットボトル

事業所からペットボトルを排出する場合は、産業廃棄物の廃プラスチックの分類となります。産業廃棄物としての処理手順を踏み、リサイクルするようにしてください。

家電

事業所から排出される家庭用のエアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、保冷庫、保温庫、冷温庫は家電リサイクル法に基づいてリサイクルをしてください。
※業務用機器は産業廃棄物として適正処理してください。

小型家電

事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合は、分別して排出し、再資源化を適正に実施できる認定を受けた業者に引き渡すようにしてください。

パソコン

事業所で使用したパソコンは、製造メーカーが回収しリサイクルします。廃棄する際は製造メーカーに相談してください。

小型充電式電池

事業者などで使用済みの小型充電式電池は、電池の種類（ニッケル水銀電池、ニカド電池、リチウム電池）に分別しリサイクルに出してください。

グリーン購入法

グリーン商品（環境負荷の少ない製品）の調達を、国や自治体、事業者及び国民に対し義務付け、購入努力等を定めた法律で、商品ごとに判断基準・配慮項目を定めています。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例

1 対象となる事業用大規模建築物（条例第 14 条及び規則第 8 条）

延床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物が対象です。

※住宅がある場合は居住部分は除きます。

2 事業用大規模建築物の所有者の義務（条例第 14 条）

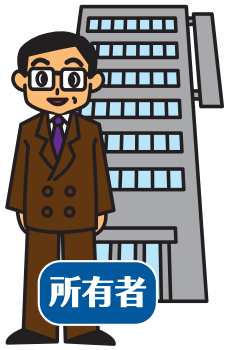

（1）ごみの減量

再利用を促進することなどによって、事業系一般廃棄物を減量する。

（2）廃棄物管理責任者の選任

廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出ること。

（3）再利用計画書の提出

大規模建築物における再利用に関する計画書を作成し、区長に提出する。（裏表紙参照）

（4）保管場所の設置

事業用大規模建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するように努める。

●廃棄物管理責任者の役割（指導要綱第 5 条）

- ごみの種類や量の把握
- ごみ減量、リサイクルの促進
- 適正処理のチェック
- テナント・社員の指導
- 行政と所有者との連絡調整

●廃棄物管理責任者の要件（指導要綱第 7 条）

- 講習会または e ラーニングでの受講が必要です。

＊選任から 6 か月以内　　＊3 年ごとの受講

＊e ラーニングの受講は Web サイト
「千代田区大規模建築物廃棄物管理責任者　e ラーニング講習」をご覧ください。

千代田区　廃棄物管理責任者　e ラーニング　検索

＊選任届で講習会に参加を希望された方には、開催のご案内をいたします。

3 テナントの責務（条例第 14 条）

大規模建築物で事業を営む事業者の方は、ごみ減量について所有者に協力しなければなりません。

●ごみ減量活動の実践

●ごみ、資源の分別排出

4 区による指導（条例第５・70 条）

区では、事業系ごみの減量及び適正な処理を確保するために、指導・助言の一環として、建築物への立入検査を概ね４年毎に行っています。

●立入検査の内容

- 契約書の確認
- マニフェスト、伝票類の確認
- 廃棄物保管場所の確認
- 事務室、厨房などの取組状況の確認
- ごみと資源の分別容器、分別の表示、分別状況など

①適正分別・リサイクル促進のお願い

②再利用計画書の適正記入について

5 区長の顕彰（条例第 18 条）

廃棄物の減量及び適正な処理に積極的に取組み、顕著な成果を上げた事業用大規模建築物の所有者、廃棄物管理責任者等を区長が顕彰しています。

表彰式を廃棄物管理責任者講習会の会場で行い、区のホームページ、広報誌などで会社名や取組み内容を紹介します。

6 改善勧告等（条例第 15～17 条）

事業用大規模建築物の所有者等が条例に違反していると認めるときは、改善勧告、公表、処理施設への搬入禁止などの措置をとることがあります。

Q 所有者は登記上の所有者のみですか？（指導要綱第4条）

A 次の者も所有者と見なされます。

1. 区分所有の場合
   - ① 理事会などの理事長等
   - ② 理事会などが無い場合、区分所有者の代表者
2. 建築物を一棟貸しで、すべて管理している場合の賃借者
3. 所有者から全権を委任されている建物管理者

ごみを減らすためのキーワード「３R」が重要です

事業所で実施したい３Ｒを考えてみましょう。

Reduce（リデュース）：発生抑制　ごみを減らす原点で最も重要です

事業所での取組み事例

紙の使用量を抑制する取組み

□会議資料の電子化　□保存資料の電子化　□資料の共有化

□プリントの削減取組み

（両面印刷、部署や個人単位で使用量管理、ミスプリント抑制、２アップ）

ごみの持込みを抑制する取組み

□物品納入業者の梱包材などの持帰りの推奨

□社員が持込む新聞や雑誌などの持帰りの推奨

Reuse（リユース）：再使用　もう一度使う工夫をする

事業所での取組み事例

紙類の再使用

□コピー紙の裏面利用　□封筒の再使用　□紙袋の再使用

事務用品の再使用

□リユースコーナー設置

Recycle（リサイクル）：資源化再生利用　持続可能な社会の礎のために

企業の社会的責任を重視した事業所では、全ての廃棄物を資源化する極めて優良な取組みが行われています。

資源循環型社会の構築のため、すべての事業所が一層のリサイクル推進に取組むことが求められています。

大規模建築物における取組みチェックポイント

□業種ごとの区内リサイクル率の平均値を目安に目標をたてる。

□廃棄量の多い廃棄物について、リサイクル推進の方法を考える。

廃棄処分：リサイクルできない廃棄物は適正処理を　環境保全のために

一般廃棄物の処理

多くの一般廃棄物は 23 区の清掃工場で焼却処理され、残った灰は埋立処分されています。

事業所から排出される一般廃棄物はそれぞれの区の許可を得た業者のみ収集運搬が可能です。

産業廃棄物の処理

東京都が許可した収集運搬業者と、処理施設のある自治体が許可した処理業者に委託し、処理の流れを確認することが必要です。

適正処理・リサイクルは正しい分別が基本です。

ごみ・資源の分別のための環境をチェックしてみましょう。

○分別排出の環境チェックリスト　（立入調査チェック表から抜粋）

容器の状態　□工夫がありますか？

□色分け　□形状　□投入口

□分別容器の種類は適切ですか？

資源物の種類は　□コピー紙　□新聞　□雑誌　□ダンボール

□ミックスペーパー　□機密文書（溶解処理）

□ビン　□缶　□ペットボトル

□飲料容器キャップ　□電池　□プラスチック

廃棄物の種類は　□可燃　□不燃　□弁当ガラ　□生ごみ

分別表示　□工夫がありますか？

□一覧表　□廃棄物の品名　□排出時の注意事項

□イラスト・写真使用　□見本の展示　□ミックスペーパー品目表示

分別環境（分別容器、表示）を整えることが分別の基本です。分かりやすく詳細な説明が適正な分別につながります。

適正分別のための指導・啓発体制をチェックしてみましょう。

○指導・啓発の実施度　（立入調査チェック表から抜粋）

分別指導の頻度　□定期的（年　回）に実施　□適宜実施　□未実施

□掲示物で啓発　□ LAN 等で指導

適切な分別排出が行われているか定期的に確認し、不適正な排出には是正の指導をする必要があります。また、日頃からごみ減量やリサイクルの重要性を理解するための啓発をすることが大切です。

廃棄物減量とリサイクルのメリット

経費節減につながります

○一般廃棄物の多くが23区で運営する清掃工場に運搬･焼却処理され、灰は埋立て処分されます。（処分料15.5円/kg：平成29年度現在）廃棄物の排出者はこの処分料＋収集運搬料が請求されています。排出量を減らすことが経費節減につながります。

○紙類の多くは資源として売却ができ、収集運搬料金から売却代金を差し引いた回収単価が設定されることが一般的です。出来る限り、紙類を資源として分別しリサイクルすることで経費節減につながります。

環境負荷の軽減につながります

○廃棄物を運搬し焼却処分するためのエネルギーを減らすことで環境への負荷が減ります。

○紙類をリサイクルすることは新しいパルプの使用を削減でき、森林の保護につながります。
また、様々な廃棄物をリサイクルすることで、資源枯渇の抑制が図れます。

優良な取組み事例 ー優良廃棄物管理建築物の事例ー

平成24年度から27年度に、区長表彰を受賞した建築物の取組みの一部をご紹介します。ごみ減量・リサイクル促進の取組みの参考にしてください。（再生利用率は表彰時の数値です）

1 紙ごみの減量・リサイクル推進＝ミックスペーパー分別強化

事例１ 机周りにミックスペーパー容器を設置。手元での分別から清掃用カーゴに移す作業を社員が行い、徹底した分別により高い再生利用率を実現。

再生利用率	
廃棄物全体	一般廃棄物
95.6%	91.0%

H 24 年度　優秀賞「島津東京ビル」　　所有者：(株) 島津製作所 東京支社

事例２ その他可燃物・ミックスペーパーの処理コストを表示し、発生抑制と適切な分別を意識啓発。各部署の分別状況のチェックを行い、一ヵ月ごとに報告会を実施。

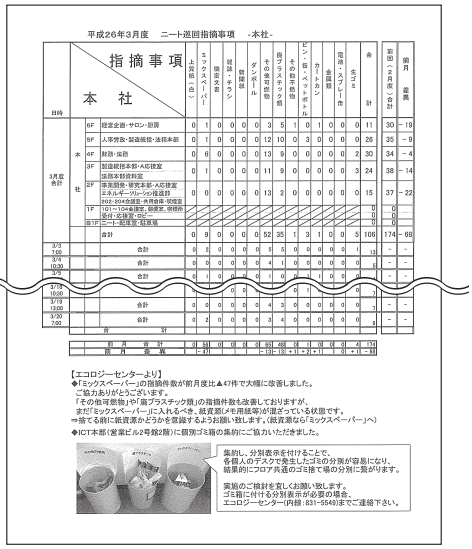

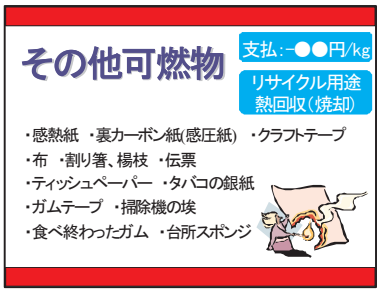

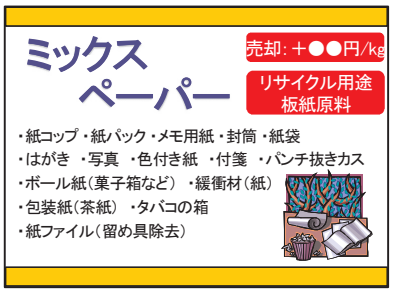

再生利用率	
廃棄物全体	一般廃棄物
95.3%	94.6%

H 26 年度　優秀賞「凸版印刷本社ビル」　所有者：凸版印刷（株）

事例３　独自に工夫された分別環境を整備し、適正分別を行うための土台を確立。

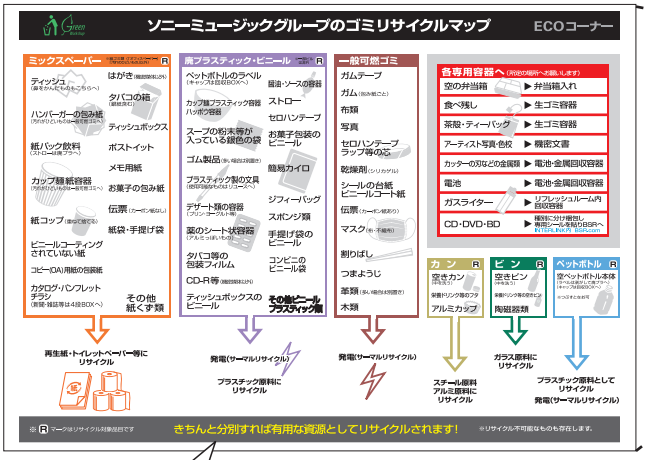

【分別環境の工夫例】

- ●具体的な品目が明記されたリサイクルマップ
- ●容器とリサイクルマップを色ごとに対応

再生利用率	
廃棄物全体	一般廃棄物
89.1%	87.6%

H 27 年度　優秀賞「SME六番町ビル」所有者：(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント

オフィスからは、事業活動に伴ってさまざまな紙類が排出され、その量は可燃ごみの約78%を占めています。コピー紙、新聞、雑誌、ダンボールなどは、比較的再利用が進んでいます。一方それ以外の紙も最近のリサイクル技術の進歩によって、再生利用することができるようになっており、ミックスペーパーとして分別収集することにより可燃ごみを減らすことができます。

Q1 紙類をどのように分別すればよいのですか？

A1 コピー紙、新聞、雑誌、ダンボールは、これまでどおり分別してください。紙類が適正に分別されていれば、よりグレードの高い資源として有効に活用でき、印刷用紙や新聞紙などの紙製品になります。
その他の紙類もミックスペーパーとして分別収集することによってトイレットペーパーや板紙などに再利用することができます。

適正な分別排出は、ごみを出す社員・テナントの一人ひとりの協力が必要です。
優良な取組みをされている建築物では、

①テナント会議での啓発、社内でごみ排出を管理する担当者の設置
②掲示板、イントラネットなどでの分別周知
③不適正排出があった時の指導体制の確立

などが整えられて、継続的な運営が行われています。

2 テナントへの指導

事例４ 分別排出が困難な店舗ビルにおいて、具体的な再利用の目標を掲げて積極的に資源物の分別を実施。また、生ごみリサイクルに積極的に取り組むことで高いリサイクル率を実現。

（1）定期的な店長会議でリサイクル目標と結果を報告し分別意識を啓発

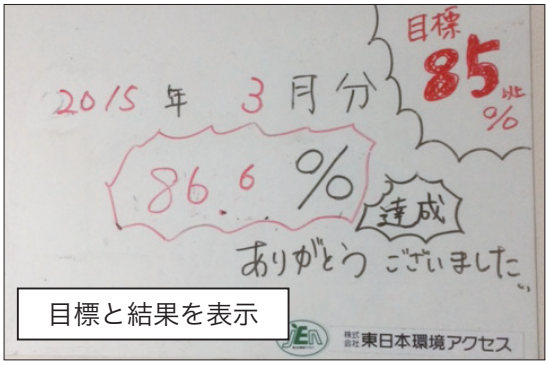

目標と結果を表示

（2）廃棄物には店名を記入し排出者責任を明確化

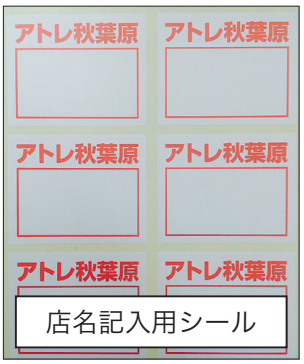

店名記入用シール

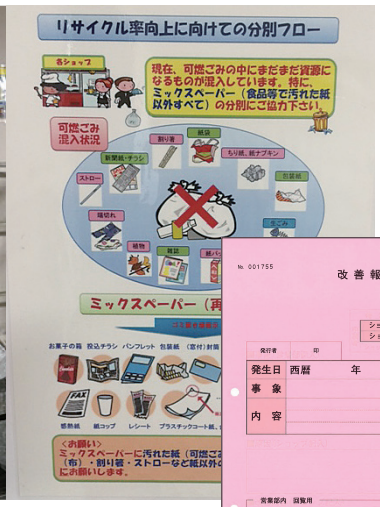

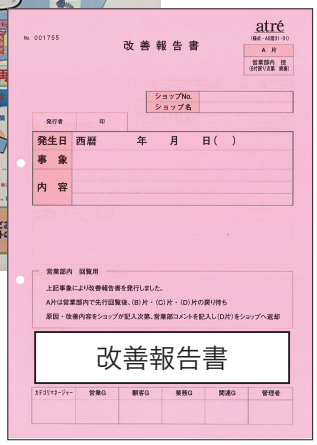

改善報告書

（3）廃棄物は全て店舗ごとに計量管理

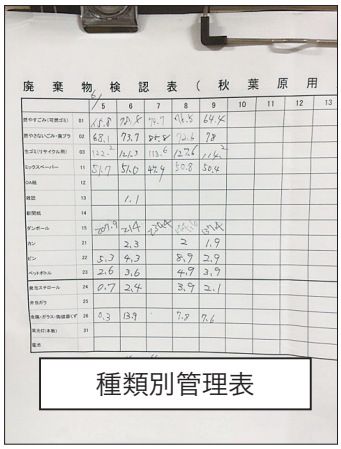

種類別管理表

再生利用率	
廃棄物全体	一般廃棄物
87.3%	84.4%

H 27 年度　部門賞≪店舗部門≫　アトレ秋葉原１　所有者：(株)アトレ

事例５ テナント飲食店 21 店から排出される生ごみの分別排出を徹底し、飼料化による高いリサイクル率を実現。関係者全員が現状を理解するための、情報の「見える化」を構築。

再生利用率	
廃棄物全体	一般廃棄物
83.8%	80.0%

H 24 年度　特別賞「日経ビル・ＪＡビル・経団連会館　全体共用部」
管理者：エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス（株）

飲食店などから排出される生ごみは、可燃ごみの約44%を占めているため、減量とリサイクルを進めることが必要です。

Q1 個人経営の飲食店でも食品リサイクルが必要ですか？

A1 食品関連業者（製造、流通、外食等）は、食品リサイクル法によって食品廃棄物の削減とリサイクルが義務付けられています。
なお、前年度の食品廃棄物量が 100 トン以上の食品関連事業者は、発生量や再利用等の状況を主務大臣に、報告することが義務付けられています。

Q2 具体的に生ごみを減らす方法はどのようなものがありますか？

A2 生ごみが出ない工夫をし、発生した生ごみは再生利用をすることが理想です。
（1）食品廃棄物の発生そのものを抑える「発生抑制」が第一です。
（2）発生した食品廃棄物を肥料・飼料・油脂・油脂製品・メタンの原材料として再資源化するのが「再生利用」です。
（3）再生利用が困難な場合には「熱回収」をします。
（4）再生利用や熱回収ができない場合は脱水・乾燥などにより「減量」してください。

千代田区に提出する書類について

1 再利用計画書

再利用計画書は当該建築物の概要、排出されたごみや資源物の前年度実績と今年度の排出の計画などを記載し毎年５月末までに提出してください。
※提出は清掃事務所窓口の他、郵送、eメールで受付けています。（所有者の押印は省略できます）

2 再利用計画書裏面

前年度実績・今年度計画・対前年度の数値を廃棄物の種類ごとに記入してください。

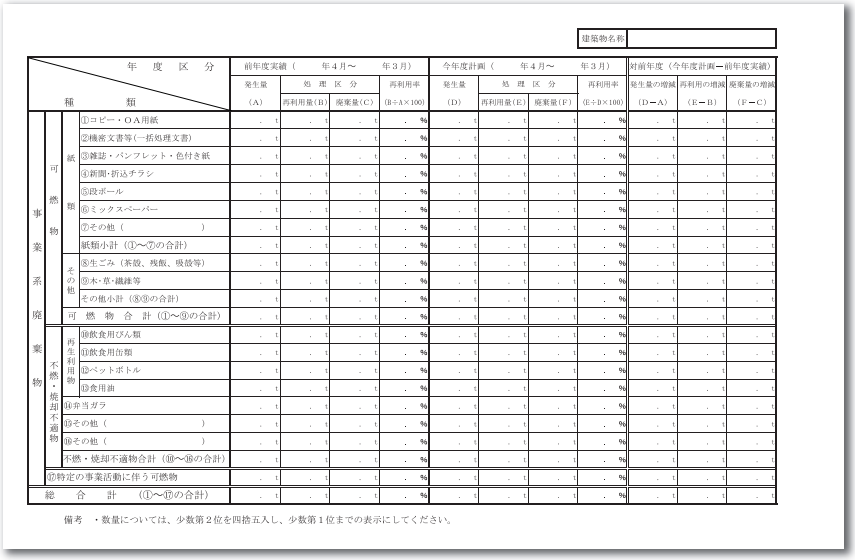

建築物名称

種類 ＼ 年度区分	前年度実績（　年４月～　年３月）				今年度計画（　年４月～　年３月）				対前年度（今年度計画－前年度実績）		
	発生量 (A)	処理区分 再利用量(B)	処理区分 廃棄量(C)	再利用率 (B÷A×100)	発生量 (D)	処理区分 再利用量(E)	処理区分 廃棄量(F)	再利用率 (E÷D×100)	発生量の増減 (D－A)	再利用の増減 (E－B)	廃棄量の増減 (F－C)
事業系廃棄物 可燃物 紙類 ①コピー・ＯＡ用紙	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
②機密文書等（一括処理文書）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
③雑誌・パンフレット・色付き紙	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
④新聞・折込チラシ	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑤段ボール	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑥ミックスペーパー	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑦その他（　　）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
紙類小計（①～⑦の合計）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
その他 ⑧生ごみ（茶殻、残飯、吸殻等）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑨木・草・繊維等	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
その他小計（⑧⑨の合計）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
可燃物合計（①～⑨の合計）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
不燃・焼却不適物 再生利用物 ⑩飲食用びん類	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑪飲食用缶類	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑫ペットボトル	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑬食用油	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑭弁当ガラ	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑮その他（　　）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑯その他（　　）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
不燃・焼却不適物合計（⑩～⑯の合計）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
⑰特定の事業活動に伴う可燃物	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
総合計（①～⑰の合計）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t

備考　・数量については、少数第２位を四捨五入し、少数第１位までの表示にしてください。

Q 未計上になりやすい廃棄物は？

A 前年度実績には、当該建築物から排出される総べての廃棄物を記載するため次の項目に注意してください。

① 飲料類自動販売機の業者が回収した飲料容器
② テナントが独自に契約して排出した機密文書
③ テナントの本社等が回収した廃棄物

3 ごみ処理・リサイクルフロー図

廃棄物の種類ごとに容器等の配置場所から最終処分先まで処理の流れを記入してください。

4 廃棄物管理責任者選任届

廃棄物を管理する責任者を区に報告する書類です。**提出の期限は選任後30日以内となっています。**（所有者の押印は省略できます）
※責任者が交代したとき、所有者が変わったときはこの用紙でお知らせください。

5 事業用大規模建築物名称等変更届

廃棄物管理責任者選任届の届出内容に変更が出た場合に、その変更内容を区に報告する書類です。
提出の期限は変更後 30 日以内となっています。（廃棄物管理責任者の押印は省略できます）
※建物の名称が変わったとき（所有者の変更が伴う場合は選任届により提出）、責任者の所属する会社の名称、所在地、部署に変更があったときはこの用紙でお知らせください。

千代田区に提出する届出用紙は、千代田区役所ホームページ
「事業用大規模建築物の排出指導」からダウンロードできます。
（大規模建築物再利用計画書・廃棄物管理責任者選任届・事業用大規模建築物名称等変更届・リサイクルフロー図）

千代田区　大規模　検索

千代田区環境まちづくり部　千代田清掃事務所　〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-1-6
電話 03-3251-0566　FAX 03-3251-4627　e-mail：seisoujimusho@city.chiyoda.lg.jp